

事業者の皆さんへ

県からの委託事業における「個人情報の取扱い」について

県からの委託事業を実施いただくに際しては、個人情報を適切に取り扱っていただき、県民や利用者の安心・安全や信頼を確保していくことが重要です。

このため、本事業における個人情報の取扱いにおいて、遵守いただきたい点を定めました「個人情報取扱特記事項」（別記 2）を契約書の別紙とすることとしておりますが、この遵守項目のポイントを次のとおりまとめましたので、予めご一読願います。

○委託事業者（受注者）に遵守いただく項目（ポイント）

※「個人情報等」は、県から提供を受ける個人情報だけではなく、委託事業の実施にあたり、委託事業者が収集する個人情報を含みます。

遵守項目 (特記事項の項番)	遵 守 内 容
安全確保のための必要な措置（第 5）	・ 個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じること。
情報等を取得する場合の制限（第 2）	・ 個人情報等を取得する場合は、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得すること。
秘密の保持（第 3）	・ 委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らさないこと。契約終了後や契約解除後も同様とする。
利用及び提供の制限（第 4）	・ 県からの指示・承認があるときを除き、個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供しないこと。契約終了後や契約解除後も、同様とする。
複写・複製の禁止（第 9）	・ 個人情報等が記録された資料等を複写、又は複製しないこと（承認を受けたときを除く）。
資料等の返還・廃棄（第 10）	・ 県から引き渡された個人情報等が記録された資料等は、業務完了後直ちに県に返還すること。 ・ 委託事業に関する個人情報等が記録された資料等は、業務完了後に、速やかに、かつ、確実に廃棄すること。 ・ 発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。

遵守項目 (特記事項の項番)	遵 守 内 容
従事者への周知及び監督（第 8）	・ <u>事務従事者に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関し知り得た個人情報等の内容を他人に知らせ、又は不当目的に利用してはならないことを周知すること。</u> ・ 個人情報等の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。
派遣労働者等の利用時の措置（第 6）	・ 事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合、<u>契約に基づく一切の義務を遵守</u>させること。 ・ 県に対して、上記労働者の全ての行為及び結果につき責任を負うこと。
再委託する場合の取扱い（第 7）	・ 個人情報等を取り扱う業務を<u>第三者に再委託</u>する場合は、<u>事前に県の承認を得ること。</u> ・ <u>再委託先にも個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう</u>に求め、遵守するよう義務づけること。 ・ <u>再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うこと。</u> ・ 再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合も同様とする。
取扱状況の報告及び調査（第 11）	・ 県は委託事業者に対して、必要なときに、個人情報等の取扱状況の報告や実地調査を行うことができる。
不適切な取扱いの場合の指示（第 12）	・ 県は委託事業者に対して、個人情報等の<u>取扱いが不適正と認められるときは、必要な指示を行うことができ、委託事業者はその指示に従わなければならないこと。</u>
県への事故報告（第 13）	・ この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったとき、<u>速やかに県に報告し、指示に従うこと。</u>
損害のために生じた経費の負担（第 14）	・ 個人情報等の取扱いにより<u>発生した損害</u>（第三者に及ぼした損害含む。）のために生じた<u>経費は、委託事業者が負担</u>すること。 ・ その損害が<u>県の責めに帰する事由</u>による場合においては、その損害のために生じた経費は、<u>県が負担</u>すること。
不適切な取り扱いを行った場合の名称等の公表（第 15）	・ 県は、委託事業者が<u>この契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合</u>において、事前に委託事業者から事情の聴取を行った上で、特記事項に定める場合に該当すると認められるときは、<u>委託事業者の名称、所在地及び個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表</u>することができること。